

山下塾 第7弾 防災と三助

山下 輝男

第五回講座 要配慮者とボランティア

初めに

第五回講座では、要配慮者特に避難行動要支援者対策とボランティアについて考えます。この2項目は共助の具体的な活動そのものであると云えるでしょう。

要配慮者対策が喫緊の課題

災害が起こる度に所謂災害弱者と云われる高齢者や障害者がなくなるケースが多く、政府としても「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、市町村にその取り組みを促してきた。


然しながら、その取り組みが奏功したかというと必ずしもそうとは言えない。平成23年の東日本大震災の状況を下記のスライドに示している。ご覧のように相変わらず高齢者や障害者等の災害弱者の犠牲が多い。

4(1) 要配慮者特に避難行動要支援者対策(1)

○要配慮者対策が**喫緊の課題**

東日本大震災における被災地全体の死者数のうち

- ・65歳以上の死者数は約6割
- ・障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍
- ・多数の支援者も犠牲(死者、行方不明)となった(消防職員や団員:281名、民生委員56名)



災対法の改正による実効性ある避難支援の推進

このような東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある避難支援のためにスライドに示すような規定が定められ、これを受けて平成18年のガイドラインを全面的に改訂した「避難行

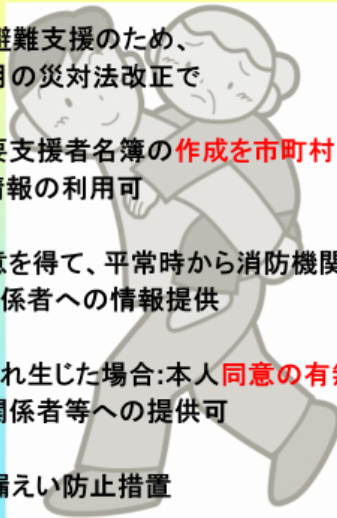
動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定された。

以前のガイドラインの段階では、個人情報の保護を盾に避難行動要支援者対策は遅々として進まなかったのである。

4(1) 要配慮者特に避難行動要支援者対策(2)

○実効性ある避難支援のため、
平成25年8月の災対法改正で

- ① 避難行動要支援者名簿の**作成を市町村義務付け**
必要な個人情報の利用可
- ② 本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の
避難支援関係者への情報提供
- ③ **発災時、恐れ生じた場合:本人同意の有無に関わらず**
名簿情報の関係者等への提供可
- ④ 守秘義務と漏えい防止措置



取り組み状況

災対法の改正（平成25年6月）及び取組指針を受けての市町村の取り組み状況を、消防庁が調査した資料があるので、それを紹介する。

相当に進捗したのかなと思わないでもないが、果たして実効性はあるのだろうか？

名簿の作成はあくまでも第一段階であり、それを如何に具体的な個々人の避難支援計画に結びつけるかが重要である。更にはその訓練を為されるべきだ。

4(2) 「避難行動要支援者」の行動支援取り組み状況

(平成27年8月28日消防庁資料)

- ① 調査対象市町村(1734)のうち、**52.2%**
平成27年度末までに**98.0%** 作成
- ② 名簿掲載者:身体障害者、要介護認定者、
知的障害者が95%以上
- ③ 平常時の名簿提供先:
民生委員(93.3%)、消防(80.4%)、
自主防災組織(77.5%)



ボランティアについて

阪神淡路大震災を契機として、我が国においても災害ボランティア精神が広がりを見せつつあるのではないかと考えられます。

阪神淡路と東日本大震災のボランティア参加者数を示していますが、最近では熊本地震や北部関東豪雨災害等に多数の災害ボランティアが参加していることは報道の通りです。災害ボランティアの基本的事項をおさえておきたいと思います。

後ほど、説明しますが、所謂ボラセンの運営について地域住民等が協力し得るのではないかと考えます。色々な形のボランティアがあります。

これから益々ボランティアは盛んになるのでしょうか、より多くの人々が軽易に実効性あるような活動ができるような、そのために必要なことも多々ありのでしょうか。今後はそれらを如何にしてボランティア活動をサポートするかを考える必要があると考えます。

5(1) ボランティアについて

① 1月17日：防災とボランティアの日

阪神淡路大震災：ボランティア元年

阪神淡路大震災時の参加者：約138万人

東日本大震災：約145万人(VC外含め550万人)(ボラセン3県104ヶ所)
(1年の累計、算出方法異なるため単純比較は出来ず)



② 原則：公共の福祉、自発性、無報酬

③ 特性：多彩な技能者集団、未組織、自存自活能力無

④ ボランティアの実効性確保

被災者(行政)とボランティアのマッチングのため
ボランティアセンター(ボラセン)の設置・運営

5(2) 災害ボランティアの基本

⑤ 多種多様なニーズ、ニーズは次第に変化 →情報収集と事前の密接な調整

⑥ 自己完結性の確保 (活動容易性、食事や宿泊場所の確保、 移動手段等)

⑦ 現地の状況、被災者の心情に配慮した行動

⑧ ボランティア保険への加入

⑨ 対等なパートナーシップの形成と協働



[INDEXへ戻る](#)

次の記事 [山下塾第7弾 第六回講座 公助との連携](#)

前の記事 [山下塾第7弾 第四回講座 共助について](#)

[ページの先頭へ](#)

[関連サイト](#)

[防衛省](#)

[統合幕僚監部](#)

[陸上自衛隊](#)

[海上自衛隊](#)

[航空自衛隊](#)